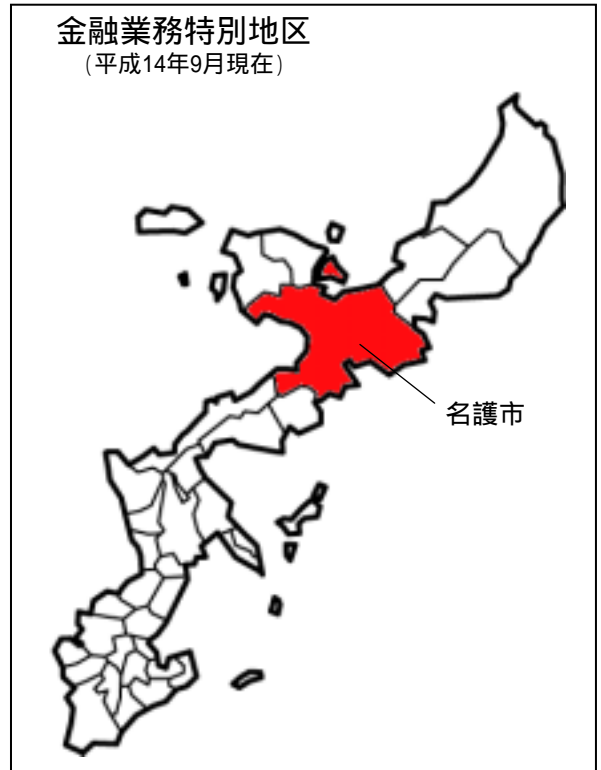


## 目的・概要

沖縄県の産業の振興を目指すため、県内に金融業務の関連企業などを集積する「**金融業務特別地区**」制度が設けられ、国と県、市町村が一体となって支援する仕組みが定められています。

金融業務には、それをサポートするさまざまな業種が必要となるので、そうした周辺業務を行う企業の立地が進むことも期待されています。

また、金融業務は情報通信産業と同じく環境への影響も少ないなど、新たな注目を集めています。



## 「金融業務特別地区」の条件

「金融業務特別地区」の対象となるのは、以下の条件を備えた地区です。

- ・労働力が確保しやすい
- ・金融業務に不可欠な高度な情報通信基盤が整備されている
- ・土地が確保しやすい
- ・その地区に金融業務を集積させることが沖縄県の均衡ある発展につながると認められる

金融業務特別地区は県内で1地区が指定されます。

これは、金融業務に関連した企業がある地区に集まることで、金融業務に必要とされる情報の交換や金融に通じた人材の確保がしやすいといった集積効果を狙いとしています。

名護市が平成14年7月10日付けで金融業務特別地区に指定されました。

## 金融業務特別地区のメリット

金融業務特別地区に進出した金融関連企業は、税金についての特例を受けることができます。金融業務特別地区では、特別自由貿易地域、情報通信産業特別地区と並んで**35%の所得控除制度**の適用を受けることができます。

### < 優遇措置の詳細 >

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	所得控除制度	金融業務特別地区において新たに設立された常時雇用者数20名以上の企業について、新設後10年間、所得の35%につき、法人税の課税所得から控除。ただし、直接人件費の20%が上限
	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます。機械・装置、器具・備品15%、建物・附属設備8%（ただし、法人税額の20%以内）、繰越4年、投資上限額20億円
地方税	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます（県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます）
	特別土地保有税の非課税	金融関連の業務のために土地を取得して、設備を新增設した場合、特別土地保有税が非課税になります

どちらかを選択

## 対象となる企業

### 金融業に係る業務

銀行業、信託業又は無尽業

農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業

農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業

貸金業、クレジットカード業もしくは割賦金融業、住宅専門金融業、証券金融業又は小口債権販売業

証券業、投資信託委託業、抵当証券業、証券投資顧問業、投資法人資産運用業、確定拠出年金運営管理業又は金融先物取引業

短資業又は証券取引所もしくは金融先物取引所の行う事業

生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業

### 金融業に付随する業務

金融業を営む者の子会社又は専ら金融業を営む者のためにその業務を営む法人が行う金融業に付随する業務（事務処理センター、コールセンター等）